個人情報ファイル簿(単票)

10/21/11/16/2011/19/11/20/20		
個人情報ファイルの名称	袖ケ浦市保育の必要性の認定等に関する規則:入所調整資料	
行政機関等の名称	袖ケ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	市民子育で部保育幼稚園課・認定・給付班	
個人情報ファイルの利用目的	教育・保育給付認定した児童の保育所等の利用の調整の際に利用する。	
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、保護者氏名、保護者の状況、保 育を必要とする事由、入所希望月、利用の調整に係る指数、優 先利用の指数、アレルギー情報、病歴、入所希望施設	
記録範囲	保育所等の利用を希望している者	
記録情報の収集方法	本人から申請書で収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の施設	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)市民子育で部保育幼稚園課認定・給付班	
	(所在地) 千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル☑有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		1